

南九州市告示第 30 号

令和8年3月3日、加世田保健所狂犬病予防員から下記の通り犬を抑留した旨の通知を受けたので、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定により告示します。

令和8年3月4日

南九州市長 塗 木 弘 幸

1 抑留場所

南さつま市加世田唐仁原1930番地 加世田動物管理所

電話番号：0993-53-4125

2 抑留犬の内容

抑留日	保護場所	種類	年齢	毛色	性別	体格	特徴など
3月3日	南九州市川辺町田部田	プロット雑種	5~10歳未満	茶黒	メス	中	万之瀬川河畔の集落で保護。背面にトラ柄、ビーグルとの混血と思われる。性格は若干臆病だが、おとなしく、産歴多いものと思われる。

3 写真

